

平成28年度スポーツ安全保険 改定に関するお知らせ

平素はスポーツ安全保険にご加入いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度スポーツ安全保険（保険責任期間：平成28年4月1日午前0時～平成29年3月31日午後12時）について、保険制度の安定的運用の観点から、以下の通り改定を実施いたしますのでご案内致します。

今後とも皆様のご期待にお応えべくスポーツ安全保険の健全な運営に努めていく所存でございますので、引き続きスポーツ安全保険をお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

公益財団法人 スポーツ安全協会
＜引受幹事保険会社＞
東京海上日動火災保険株式会社

■ 改定内容

1. 加入区分、掛金に関する改定（A C区分、C区分、B区分）

改定項目

① AC区分（子どもへのスポーツ活動の指導・審判）の廃止

※ ①の改定により現在AC区分で加入をされている方は、平成28年度の加入区分は年齢に応じC区分（64歳以下）またはB区分（65歳以上）での加入となります。

② C区分（スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判を行う大人）について64歳以下限定の加入区分に変更

※ ②の改定により現在C区分で加入をされている方のうち65歳以上となる方は、平成28年度の加入区分はB区分となります。

③ B区分（スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判を行う65歳以上の者）の掛金を1,200円/人に変更

当改定により、加入区分・掛金は以下のとおりとなります。

平成 27 年度			平成 28 年度				
		加入区分	掛金※ 1				
子ども	A 1		800 円	変更なし			
	AW		1,450 円	変更なし			
大人（高校生以上）	A 2		800 円	変更なし			
	改定を行う加入区分	C	1,850 円	64 歳以下	C	1,850 円	掛金に変更なし
				65 歳以上	B	1,200 円	掛金の引下げ 死亡、後遺障害（最高額）、入・通院（日額）に関する傷害保険金額の引下げ※ 2
				64 歳以下	C	1,850 円	掛金の引上げ 死亡、後遺障害（最高額）、入・通院（日額）に関する傷害保険金額の引上げ※ 2
				65 歳以上	B	1,200 円	掛金の引下げ 死亡、後遺障害（最高額）、入院（日額）に関する傷害保険金額の引下げ※ 2
				B (65 歳以上)	1,000 円	掛金変更あり	
全年齢	D		11,000 円	変更なし			

※1 掛金は1人年額です。

※2 平成28年度スポーツ安全保険の補償額等は最終ページをご覧ください。

2. 補償内容に関する改定（全加入区分共通）

改定項目

- ① 通院保険金の支払限度日数を **30 日限度**に変更（従来 90 日限度）

当改定により、通院保険金の支払いは以下のとおり変更されます。

平成 27 年度

事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院が保険金の支払い対象。ただし、90 日を限度とする。

(例)5 月 1 日にケガをし、10 月 27 日までに 50 日通院した場合には 90 日に収まっているため 50 日分が通院保険金として支払われる。
C 区分の場合：1,500 円×50 日＝75,000 円

平成 28 年度

事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院が保険金の支払い対象。ただし、**30 日**を限度とする。

(例)5 月 1 日にケガをし、10 月 27 日までに 50 日通院した場合には 30 日を超過するため、30 日分が通院保険金として支払われる。
C 区分の場合：1,500 円×30 日＝45,000 円

改定項目

- ② 約款で定める第 2 級～第 14 級に該当する**後遺障害保険金**の支払いについて、**死亡保険金額**に保険金支払割合を乗じた金額のお支払いに変更（従来は後遺障害保険金最高額に保険金支払割合を乗じた金額のお支払い。なお、第 1 級は従来どおり後遺障害保険金最高額をお支払いします。）

当改定により、後遺障害保険金の支払いは以下のとおり変更されます。

平成 27 年度

C 区分の後遺障害保険金の支払事例

■両眼が失明した場合（第 1 級）
 $3,000 \text{ 万円} \times \frac{100\%}{(\text{後遺障害保険金最高額})} = 3,000 \text{ 万円}$
(保険金支払割合)

■咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合（第 6 級）
 $3,000 \text{ 万円} \times \frac{50\%}{(\text{後遺障害保険金最高額})} = 1,500 \text{ 万円}$
(保険金支払割合)

平成 28 年度

C 区分の後遺障害保険金の支払事例

■両眼が失明した場合（第 1 級）
 $3,000 \text{ 万円} \times \frac{100\%}{(\text{後遺障害保険金最高額})} = 3,000 \text{ 万円}$
(保険金支払割合)

■咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合（第 6 級）
 $2,000 \text{ 万円} \times \frac{50\%}{(\text{死亡保険金額})} = 1,000 \text{ 万円}$
(保険金支払割合)

3. その他

改定項目

- ① 加入人数要件を **4 名以上**に緩和（従来 5 名以上）

当改定により、加入人数要件は以下のとおり変更されます。

平成 27 年度

年度の初回加入手続き時には 5 名以上の加入が必要

平成 28 年度

年度の初回加入手続き時には **4 名以上**の加入が必要

■平成 28 年度加入区分・掛金・補償額

加入対象者	補償対象となる団体活動 およびその他条件		加入 区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子ども 〔 中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。 〕	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動		A1	800 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償 合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	突然死 〔急性心不全 脳内出血 など〕
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中・その往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額		AW	1,450 円	2,100 万円	3,150 万円	5,000 円	2,000 円	対人・対物賠償 合算 1 事故 5 億 500 万円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億 500 万円	葬祭費用 180 万円
					熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額は A1 区分と同様				100 万円	150 万円
					熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。					
大人 (高校生以上)	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	64 歳※1 以下	C	1,850 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償 合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円 ※自動車事故によって賠償責任を 負った場合は、補償の対象とな りません。	突然死 〔急性心不全 脳内出血 など〕 葬祭費用 180 万円
		65 歳※1 以上	B	1,200 円	600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円		
	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け		A2 ※2	800 円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登はんなど)		D	11,000円	500 万円	750 万円	1,800 円	1,000 円		

※ 1 平成 28 年 4 月 1 日と掛金の支払手続きを行う日のいずれか遅い日の満年齢を基準とします。

※ 2 A 2 区分には 65 歳以上の方もご加入いただけます。

上記内容は平成 28 年度スポーツ安全保険の改定内容を記したものです。ご加入に際しては平成 28 年度スポーツ安全保険のあらまし（平成 28 年 2 月作成予定）の「重要事項説明書」をよくお読みください。平成 28 年度スポーツ安全保険の加入受け付けは平成 28 年 3 月から開始する予定です。

ご不明な点は[スポーツ安全協会各支部](#)または以下までご照会ください。

公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル 8 階
03-5510-0022

東京海上日動火災保険株式会社（公務第 2 部文教公務室）

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 ラ・メール三番町 10 階
03-3515-4346